

# 川越市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正（案）について

令和5年7月  
市民部 防犯・交通安全課

## 1 改正の趣旨

本市の空家等対策については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号。以下「空家特措法」という。）に定めるもののほか、川越市空家等の適切な管理に関する条例に規定しています。

令和5年6月14日に改正空家特措法が公布され、市町村長が「管理不全空家等」の所有者等に対し、指導ができることが定められましたが、既に川越市空家等の適切な管理に関する条例に「管理不全空家等」の定義及び市長がその所有者等に対して指導をすることができる旨を定めていることから、その重複を解消するため川越市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の内容

(1) 「管理不全空家等」の定義について、改正を行います。

### 【現 行】

適切な管理が実施されていない空家等であって、本市の区域に所在するもののうち、規則で定めるものをいう。

[参考：川越市空家等の適切な管理に関する条例施行規則 抜粋]

(管理不全空家等)

第二条 条例第二条第三号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかの状態に該当するものをいう。

- 一 そのまま放置すれば倒壊等保安上危険となるおそれのある状態
- 二 そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれのある状態
- 三 そのまま放置すれば著しく景観を損なうおそれのある状態
- 四 前三号に掲げるもののほか、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切となるおそれのある状態

### 【改正案】

空家特措法第十三条第一項に規定する管理不全空家等であって、本市の区域に所在するものをいう。

[参考：改正空家特措法 抜粋]

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置

すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、基本指針（第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

[参考：改正空家特措法 第2条 抜粋]

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

## (2) 管理不全空家等の所有者等に対する指導について

改正空家特措法第十三条第一項に市町村長が管理不全空家等の所有者等に対し、指導をすることができることを定めているため、管理不全空家等の所有者に対する指導等について規定している川越市空家等の適切な管理に関する条例第六条を削除します。

[参考：川越市空家等の適切な管理に関する条例 抜粋]

(助言又は指導)

第六条 市長は、管理不全空家等（特定空家等を除く。以下この条において同じ。）があると認めるときは、当該管理不全空家等の所有者等に対し、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

なお、所有者等に対する助言に関しては改正空家特措法第十二条を根拠に引き続き行います。

[参考：改正空家特措法 抜粋]

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

## 3 施行日

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(問い合わせ先)

市民部 防犯・交通安全課 空家対策担当  
電話049-224-5721 (直通)